

前橋市はつらつカフェ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年前橋市告示第221号。以下「総合事業実施要綱」という。）に基づき、一般介護予防事業における地域介護予防活動支援事業として「前橋市はつらつカフェ」事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 認知症や閉じこもり等で外出・交流等の支援が必要な高齢者及びその家族
- (2) 高齢者支援や居場所づくりに関心のある者等

(目的)

第3条 この事業は、高齢者及びその家族の居場所を設置し、介護・高齢者支援に従事経験のある専門職とボランティアが協働して運営することで、閉じこもり予防、認知症支援等を行うとともに、地域での見守り・交流の場の拡充を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 第3条に規定する目的を達するため、高齢者支援に資する相談対応が可能な専門職を有する法人が、ボランティアと協働して、気軽に集い交流できる場を月1回以上提供し、対象者の相談に対し、適切な支援を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、参加者の利便性を図るため、必要に応じて送迎を行うことができるものとする。

(実施主体)

第5条 この事業を実施する主体は、本事業の目的を理解し、高齢者福祉のために適正な運営ができると認められた市内に事業所を置く団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者支援に関する活動実績がある特定非営利活動法人、一般社団法人等
- (2) 介護保険サービス事業者として指定を受けている法人

2 この事業を実施する主体は、前橋市内においてカフェを開設するもの

とする。

(登録要件)

第6条 「前橋市はつらつかフェ」の登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 開催頻度は、1会場あたり月1回以上、1回につきおおむね2時間開催すること。ただし、感染症の拡大防止対策等、やむを得ない理由がある場合は開催時間を短縮しての開催も認める。
- (2) 開催会場は、次の要件を満たすものとする。
 - ア おおむね10名以上が座って歓談ができる広さがあること。
 - イ 感染症予防の対策を講じていること。
 - ウ 会場とトイレが近接していること。
 - エ 湯茶の提供ができる設備があること。
 - オ 登録する施設内の設備は、参加者が安全に利用できることと認められること。
- (3) 本事業の会場として介護保険の指定を受けている施設を使用する場合は、条例に定める人員基準、設備基準及び運営基準を遵守した上で実施すること。
- (4) 本事業に、実施主体となる法人の職員が従事する場合は、主たる業務の職員配置基準を遵守し、その業務に支障のない範囲で行うこと。
- (5) 参加者の安全が確保できるよう従事者を配置し、特に、高齢者及びその家族からの相談に対応可能な、介護・高齢者支援に従事経験のある専門職（介護支援専門員、看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）を1名以上配置すること。
- (6) 本事業について積極的に周知を行うとともに、地域住民と連携を図り、参加の必要があると思われる対象者の把握や参加勧奨に努めること。
- (7) 運営にあたっては、市民ボランティア（介護予防サポーター、介護予防活動ポイント登録者等）の積極的な参加を促進するよう努めること。
- (8) 別に定める前橋市介護予防活動ポイント制度事業実施要綱に基づき、前橋市介護予防活動ポイント制度活動受入れ団体として市長の指定を受けること。
- (9) 市、地域包括支援センター、その他の関係機関と連携し、参加者及びその家族に必要な支援が提供できる体制づくりに努めること。
- (10) 参加者及びその家族の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとし、正当な理由なくこの業務に関して知り得た秘密を漏

らさないこと。

(11) 参加者に対する事業の提供により事故が発生した場合に、次に掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めること。

ア 参加者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

イ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(登録方法)

第7条 事業への登録を希望する団体は、市長に前橋市はつらつかフェ登録申請書(様式第1号)、事業計画書、専門職の資格を証明する書類の写し、会場見取り図(介護保険の指定を受けている施設を使用する場合は、施設全体の見取り図)その他参考となる資料(団体の活動内容がわかるもの、「はつらつかフェ」チラシ等)を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合は、これを審査の上適否を決定し、その結果を前橋市はつらつかフェ登録・却下決定書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。

(記録および報告)

第8条 登録団体は、年度ごとに前橋市はつらつかフェ実績報告書(様式第3号)、事業実施報告書、従事者名簿及び参加者名簿を作成し、当該年度の事業完了日から1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

(登録内容の変更)

第9条 登録団体は、登録された内容に変更が生じた場合は、前橋市はつらつかフェ変更届出書(様式第4号)により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、これを審査の上適否を決定し、その結果を前橋市はつらつかフェ変更承認書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録団体が第5条および第6条に規定する要件を欠いたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 登録団体が、前橋市はつらつかフェ登録取消申請書(様式第6号)の提出により登録の取消しを申し出たとき。

(2) 市長が登録団体として適当でないと認めるとき。

2 市長は、登録を取り消したときは、当該団体に前橋市はつらつかフェ

登録取消通知書（様式第7号）によって通知するものとする。

（補助金）

第11条 市長は、登録団体に対し、別に定める前橋はつらつカフェ事業補助金交付要項に基づき、補助金の交付を行うことができる。

（実地指導）

第12条 市長は、登録団体が実施する事業が介護予防サービスの一環としてサービスの水準が保たれていること、市からの補助金等が適正に利用されていること等を確認するため、実地指導を行い、運営状況の確認を行うことができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。